

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

首都圏近郊及び交通インフラを生かした働き・遊び・住み続ける地域創生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県、常総市及び坂東市

3 地域再生計画の区域

常総市、つくば市及び坂東市の全域

4 地域再生計画の目標

常総市は、平成18年1月1日に水海道市と結城郡石下町の合併により誕生した人口6万3千人の市であり、数多く流れる河川など豊かな自然環境と温暖な気候を生かした稲作をはじめ、きゅうり、イチゴ、スイカなどの栽培が盛んに行われている。また、おおのこう首都圏からの地理的優位を生かした工業団地開発に取り組んでおり、大生郷・内守谷・坂手・花島といった工業団地が整備され、製造業を中心に数多くの企業が立地し、工業製品を産出している。また、市域の南部においては、鉄道へのアクセス性が良いことから、土地区画整理事業等により良好な住宅地の形成が図られてきている。

つくば市は、市の北部に位置する名峰筑波山を擁しており、2月中旬から3月中旬に開催される「梅まつり」の時期や、春から秋にかけた観光シーズンになると多くの観光客が訪れている。また、国際的な科学技術・研究開発機能の集積されたつくば研究学園都市として大きく発展してきたことに加え、つくばエクスプレスの開通により、住宅や商業施設の整備が一層進展し、様々な都市機能の充実が図られてきている。

坂東市は、平成17年3月22日に岩井市と猿島郡猿島町の合併により誕生した人口5万5千人の市であり、猿島台地と呼ばれる平坦な台地を生かしたレタス、ネギ、トマト、ハクサイなどの生鮮野菜供給基地となっている。また、既存工業団地であるつくばハイテクパークいわい、沓掛工業団地への企業の誘致や新たな工業集積地の形成を進めるとともに、「ミュージアムパーク茨城県自然博物館」や郷土の英雄「平将門」を中心とした観光客の誘致に力を入れている。

これら3市を含む地域においては、常磐自動車道やつくばエクスプレスの整備により首都圏への利便性が良いことから、首都圏との人・物の交流が盛んであるものの、通勤・通学をはじめ、通院や買い物といった日常生活では、つくば市が中心的な役割を担っている。そのため、常総市や坂東市では、つくば市へ通じる幹線道路の整備や広域的バス路線の維持確保、商業施設での名産品の販売、筑波研究学園都市に立地する研究・教育・医療機関との産学官連携、筑波山からの観光客の誘導などにより、つくば市との連携を一層強めるとともに、平成27年度以降に開通予定である首都圏中

央連絡自動車道（以下、圏央道という。）を介して、首都圏をはじめとする圏域外との人・物の交流を活発化させることで、活力ある地域づくりを目指している。

しかしながら、つくばエクスプレスの開通をはじめ県南部の開発の影響により地域の幹線道路の交通量は増加傾向にあり、以前より地域内での移動に時間要するようになっている。また、農業従事者の減少により、第1次産業総生産額が、平成13年度20,907百万円が平成23年度17,912百万円と農業產品の販売力が低下している。さらに、近隣での工業団地の整備の影響等による既存工業団地からの企業の移転や工場閉鎖などが見受けられ、産業総生産額が、平成18年度489,226百万円から平成23年度442,726百万円と地域内の産業力が低下している。また、首都圏近郊の好条件にもかかわらず、少子高齢化の急速な進展により、平成22年121,434人から平成26年117,719人と人口が減少してきている。このような中、地域の活力、魅力を高め、持続的発展を図るために、圏央道の開通効果を地域内において、最大限に波及させる取組として、新たな幹線道路の整備による広域的な道路交通ネットワークづくりや地域内の渋滞緩和、地域資源を生かした観光・交流事業の促進、既存産業の強化や新たな産業の集積など地域産業の活性化を図ることが求められている。

そのため、道整備交付金を活用して、広域農道つくば下総線を整備することで、農作業の効率化や地域内幹線道路の渋滞緩和による輸送コストの減少により農業生産活動を支援する。また、筑波山周辺地域に散在する果樹園や農産物直売所等へ観光客を呼び込むことで、地域農産品等を広く周知とともに、販路の開拓や新たな特産品の開発等を行うことにより、地域産業の活性化を図る。

併せて、常総市内の市道1-0121号線、坂東市内の市道弓馬田638号線・弓馬田523号線・弓馬田529号線（以下、弓馬田638号線外2路線という。）、岩井743号線を広域農道つくば下総線と一体的に整備することにより、広域農道つくば下総線へのアクセスがより容易になり、地域全体の農業の活性化が期待される。さらには、圏央道ICまでのアクセスが向上されることで、新たな工業集積地（半谷・富田地区、弓田地区、馬立地区等）への生産・物流施設や地域の特性を生かした農産物加工施設等を誘致し、競争力のある多様な産業の展開をすることで、首都圏をはじめとする全国へ農工業産物の供給や観光客の誘致拡大を図る。

また、これらの整備とともに、生活道路の整備による居住環境の改善、首都圏からの地理的優位を生かしたフィルムコミッショング活動の推進及び観光・交流推進事業、企業誘致及び人材育成、道の駅の整備を一体的に行い、産業の活性化や都市部との交流拡大、地域住民にとって安全で安心な住みやすい地域の形成を図ることにより、仕事、遊び、住環境が整った、自立定住地域の創生を目指す。

（目標1）工場立地数の増加

坂東市の工場立地数の増加（従業員30人以上事業所）

平成24年度53事業所→平成29年度56事業所→平成31年度60事業所

(目標2) 入込観光客数の増加

常総市及び坂東市への入込観光客数の増加

平成25年度98万人→平成29年度102万人→平成31年度105万人

(目標3) 定住人口の増加

常総市のニュータウン地区における定住人口の増加

平成25年度2,448人→平成29年度2,890人→平成31年度3,450人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

圏央道ICへのアクセスを向上させ、首都圏50km圏という恵まれた立地条件や地域特性を生かした産業の振興や農工業産物の流通効率化を図るとともに、観光振興をはじめとする様々な交流機会を創出し、圏央道の整備効果を最大限に生かし、地域活力の向上を推進するため、「広域農道つくば下総線」をはじめ、「常総市道1-0121号線」、「坂東市道弓馬田638号線外2路線」、「坂東市道岩井743号線」を整備し、一体的かつ効率的な交通ネットワークを構築する。

また、支援措置によらない独自の取組みとして、生活環境の向上、観光振興、産業力の強化及び交流拡大を目的とした各種事業を合わせて実施することにより、地域活性化の相乗効果を図り、地域住民にとって安全で安心な住みやすい地域を形成することを目指す。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。 () 内は認定年月日

常総市道1-0121号線 (平成19年3月20日)

坂東市道弓馬田638号線外2路線

弓馬田638号線 (平成6年12月27日)

弓馬田523号線、弓馬田529号線 (昭和60年9月14日)

坂東市道岩井743号線 (平成26年11月12日)

- ・広域農道 事業採択を平成5年4月1日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成6年3月24日に確定している。（つくば下総地区）

[施設の種類]	[事業区域]	[事業主体]
・広域農道	(常総市、つくば市、坂東市)	茨城県
・市道	(常総市、坂東市)	常総市、坂東市
[事業期間]		
・広域農道	平成27年度～平成31年度	
・市道	平成27年度～平成31年度	
[整備量及び事業費]		
・広域農道	1.7 km、市道6.5 km	
・総事業費	4,825,600千円（うち交付金2,412,800千円）	
広域農道	465,600千円（うち交付金 232,800千円）	
市道	4,360,000千円（うち交付金2,180,000千円）	

5－4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「首都圏近郊及び交通インフラを生かした働き・遊び・住み続ける地域創生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5－4－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5－4－2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5－4－3 支援措置によらない独自の取組

（1）生活道路整備事業

内 容：緊急車両等の通行困難解消による安全・安心のまちづくりや住民生活の利便性向上の観点から、住民生活に密着した生活道路について、財政状況を勘案しながら、地域住民の意見を取り入れ、地域の実情やニーズに応じた整備を市単独事業により実施する。（市単独事業）

実施主体：常総市及び坂東市

実施期間：平成27年4月～平成32年3月

（2）フィルムコミッショング推進事業及び観光・交流推進事業

内 容：フィルムコミッショングの受入体制及び連絡・連携体制の強化等によ

り、首都圏からの地理的優位を生かしたさらなるロケの誘致に努め、地域の活性化を図る。また、菅生沼などの自然資源、坂野家住宅や長塚節の生家、国王神社、逆井城跡などの歴史文化を活用した観光の推進や農業や食、工芸・芸術文化などの地域資源を発信し、都市部との交流人口の拡大を図る。（社会資本整備総合交付金、市単独事業）

実施主体：茨城県、常総市及び坂東市

実施期間：平成27年4月～平成32年3月

（3）企業誘致及び人材育成

内 容：地域一体的な企業誘致に取り組むとともに、地域内の教育機関、職業訓練機関、産業支援機関等が連携して立地企業の人材育成や確保に取り組む。（実践型地域雇用創造事業、市単独事業）

実施主体：常総市、坂東市及びポリテクセンター茨城

実施期間：平成27年4月～平成32年3月

（4）道の駅整備事業

内 容：圏央道の（仮称）坂東PAの隣接地に、地域資源活用総合交流促進施設を含む道の駅を整備し、地域農産品等を広く周知するとともに、販路の開拓等を行うことにより、地域産業の活性化に取り組む。

（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、社会資本整備総合交付金、市単独事業）

実施主体：坂東市

実施期間：平成27年4月～平成32年3月

5－5 計画期間

平成27年度～平成31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6－1 目標の達成方法に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に茨城県常総市及び坂東市が必要なデータ収集等を行い、速やかに状況を把握する。なお、計画年度終了後については、事後評価検討会により、達成度の評価を行う。

定量的な目標に関わる基礎データは、茨城県、常総市及び坂東市の統計書のデータや常総市観光協会及び坂東市観光協会等の集計データ等を用い、中間評価、事後評価の際には、前記の調査の年度別データの把握を行うこと等により、達成度評価を行う。

6－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 25 年 (基準年度)	平成 29 年 (中間年度)	最終目標
目標 1 工場立地数の増加	53 事業所	56 事業所	60 事業所
目標 2 入込観光客数の増加	98 万人	102 万人	105 万人
目標 3 定住人口の増加	2,448 人	2,890 人	3,450 人

※目標 1 の基準年度は平成 24 年度である。

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
工場立地数の増加	坂東市企画課による統計データにより
入込観光客数の増加	常総市観光協会及び坂東市観光協会の集計数、茨城県自然博物館の来館者数により
定住人口の増加	常総市企画課による統計データにより

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

- 1 事業の進捗状況
- 2 総合的な評価や今後の方針

6－3 目標の達成状況に係る公表の手法

4 に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（茨城県、常総市、坂東市のホームページ）の利用により公表する。

6－4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし